

「立川市立第二小学校等複合施設整備事業」プロポーザル実施要領等に関する第2回質問及び回答(令和6年6月17日公表)

No.	資料名	頁	大項目	中項目	細目	質問	回答
1	実施要領	5	5	(2)	2)	仮設校舎の監理につきましても、貴市が別途発注する監理者が行うとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	実施要領	8	6	(3)		第1次審査の結果通知が8月中旬、第2次審査が8月下旬となっておりますが、2024年4月からの建設業の総労働時間規制の折、8月中旬は各社とも連休を取得せざるを得ない状況です。ヒヤリング・プレゼンテーションの準備の都合上、第2次審査の実施日時のご連絡は第1次書類審査終了後速やかに7月中にご連絡いただけないでしょうか。また、その際にはプレゼンテーションの詳細も周知願います。	1次審査の結果通知は8月上旬に行う予定です。事業提案書に係る事前質問を7月下旬にお送りする予定ですので、その際に2次審査の日時や詳細をお知らせする予定です。
3	要求水準書	20	(10)	2)	シ	地域系防災無線アンテナの施工業者選定の為、メーカーを提示頂けますでしょうか。	市としては施工業者の指定はありません。既存の地域系防災行政無線アンテナのメーカーと保守委託は以下のとおりです。 メーカー: 日立国際電気 保守委託: 三愛電子工業(株)
4	要求水準書	20	(10)	2)	シ	固定系防災行政無線(スピーカー)の施工業者選定の為、メーカーを提示頂けますでしょうか。	市としては施工業者の指定はありません。既存の固定系防災行政無線(スピーカー)のメーカーと保守委託は以下のとおりです。 メーカー: 東芝 保守委託: (株)サンデンコー
5	要求水準書	21	1	(10)	5)	新築校舎に設置するエレベーターの完成引き渡し後の保守管理は設置業者に発注する、もしくは優先受注できるという前提条件を設定していただけないでしょうか。現在、貴市事業における市場環境は、エレベーター業者にそのようなアドバンテージがないと見積さえ協力していただけない状況です。最悪の場合、関連する資機材の調達に支障をきたすため、共同企業体として入札に参加できない可能性が高いと考えております。	エレベーター完成引き渡し後の保守管理を設置業者に発注する、もしくは優先受注できるという前提要件を設定することは、現在市では行っておりません。
6	要求水準書	23	1	(12)	7)	前回質疑No.6にて「フェンス及び防球ネットに関しては、全てを撤去し新設することを想定しています。」とのご回答でしたが、今回の要求水準書の(12)外構計画の項目で上記記述はございませんが、前回質疑回答の通りと考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	要求水準書	23	1	(12)	7)	防球ネットの支柱は塗装やり替えを行えば十分使えると見受けられます。コスト面だけでなく、環境負荷軽減のためにも、構造上問題のない支柱は貴市と個別に協議の上、塗装し直し程度で既存利用したいと考えますがよろしいでしょうか。	No.6回答のとおりですが、ご質問のような代替案については、施設整備請負契約書に基づき協議することとします。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	細目	質問	回答
8	要求水準書	39	2	3	コ (ケ)	『「立川市立第二小学校等複合施設整備事業」実施方針に関する質問及び回答(令和6年3月1日公表)』より、スプリンクラー散水設備の仕様の想定は、固定式のベンチ(腰掛)式と回答いただきましたが、既存同等のポップアップ式やその他の方式等、比較的低コスト且つ、安全性に優れたものを提案してもよろしいでしょうか。	スプリンクラー散水設備の仕様は、固定式のベンチ(腰掛)式の想定です。
9	要求水準書	41	(3)	1)	シ (ア)	停電時に電気自動車から電源供給可能な設備が求められておりますが、その供給先は校舎(職員室)と体育館と想定し、共に2～3箇所程度のコンセント及び照明器具対応と考えてよろしいでしょうか。	災害等に伴う停電時には、避難所として体育館や校舎(普通教室)を使用することを想定しています。電気自動車や太陽光発電設備からの電源供給先は体育館及び校舎(普通教室)を想定するとともに、照明器具やコンセント等については避難所運営に支障がないよう計画してください。
10	要求水準書	41	(3)	1)	シ (ア)	停電時に電気自動車から電源供給可能な設備が求められておりますが、電動自動車用充放電システムガイドラインを取得している携帯型の充電器(ニチコン(株) パワームーバー程度)を備品として納品することでもよろしいでしょうか。携帯型ですので電気自動車を停める場所も、電源の供給先にも縛られず、意図に沿った製品かと思われます。	質問回答No.9のとおりです。 なお、携帯型充電器等の提案等については、設計時に市と協議することとします。
11	要求水準書	41	(3)	1)	シ (ア)	太陽光発電設備の蓄電池からの電源供給先も校舎(職員室)と体育館を想定し、共に2～3箇所程度のコンセント及び照明器具対応と考えてよろしいでしょうか。	質問回答No.9のとおりです。
12	要求水準書	61	1	(1)		仮設校舎の登記は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	要求水準書	61	1	(1)		仮設校舎設計・建設工事期間として令和7年1月から令和8年3月予定との記載があり、工事期間の着手時期の指示がございませんが、この範囲で事業者の施工可能な工程で進めて良いという理解でよろしいでしょうか。 具体的には、遅くとも令和7年4～5月には準備工事として、敷地南東角のフェンスや倉庫等の解体に着手し、仮設校舎本体工事の着手は令和7年5～6月としたいと考えておりますが、差し支えないでしょうか。	準備工事着手については差支えないと考えられますが、あくまで校庭での体育の授業に支障のない範囲でとなります。本体工事の着手については春の運動会後の6月以降であれば、体育の授業に支障のない範囲であれば可能と考えますが、学校との調整が必要となります。詳細については基本協定書(案)第10条に基づき、市や学校関係者と協議等を行い決定します。
14	要求水準書	61	1	(1)		仮設校舎設計については、令和6年9月中旬に優先交渉権者の決定を受けた時点から着手したいと考えておりますので、基本協定書第10条に則り、施設整備契約前の時点でも必要な協議や打合せを始めさせていただきたいと考えておりますが応じていただけますでしょうか。	本事業の実施に関して必要な準備行為は、基本協定書(案)第10条に基づき、事前協議等により必要かつ可能な範囲で協力します。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	細目	質問	回答
15	要求水準書	61	1	(1)		エレベーター、設備機器の保守点検を行うこととありますが、法定点検程度の点検を見込めばよいのでしょうか。	法定点検を見込むものとお考え下さい。
16	要求水準書	61	1	(1)		仮設校舎のサッシについて、公共建築物標準仕様書ではガラス固定方法がシーリングですが、本件では特段の指示がないため、コストの面、仮設校舎の使用期間を鑑みてシーリングではなくビート押さえとさせていただきます。	仮設校舎につき、合理的な仕様を優先とします。
17	要求水準書	64	1	(1)	エ	主要な敷地出入口(門扉)及び来校者用・職員用玄関の外部とは具体的にどこでしょうか。	仮設校舎の配置等については、仮設時の主要な敷地出入口(門扉)及び来校者用・職員用玄関を含め提案を求めることとします。
18	要求水準書	64	1	(1)	エ	また上記諸室の床仕上げ材はタイルカーペットもしくは塩ビタイルが妥当と考えますがよろしいでしょうか。	仕上げについては使い勝手を考慮し、ご提案下さい。
19	要求水準書	65	1	(1)	サ	防犯カメラの設置個所は出入口部と考えてよろしいでしょうか。	仮設校舎では、敷地への出入口付近を映すことを想定しています。
20	要求水準書	67	1	(1)	ト	各階の配膳室内には小荷物専用昇降機を設置することとありますが、床からのタイプ(フロアタイプ)と考えてよろしいでしょうか。	給食ワゴンを乗せるため床からのタイプとなります。
21	要求水準書	添付資料10	諸室 諸元 リスト			仮設校舎の普通教室の可動間仕切りの取付位置と仕様寸法をお教えてください。	仮設校舎では可動間仕切りは不要です。新校舎では教室と廊下の間の境の壁を可動間仕切りとします。
22	要求水準書	添付資料10	諸室 諸元 リスト			仮設校舎の少人数教室の可動間仕切りの取付位置と仕様寸法をお教えてください。	仮設校舎では可動間仕切りは不要です。新校舎では教室と廊下の間の境の壁を可動間仕切りとします。
23	要求水準書	添付資料10	諸室 諸元 リスト			仮設校舎の多目的教室の可動間仕切りの取付位置と仕様寸法をお教えてください。	仮設校舎では可動間仕切りは不要です。新校舎では教室と廊下の間の境の壁を可動間仕切りとします。
24	要求水準書	添付資料10	諸室 諸元 リスト			仮設校舎の小教室(特別支援学級教室)の可動間仕切りの取付位置と仕様寸法をお教えてください。	仮設校舎では可動間仕切りは不要です。新校舎では小教室間の壁を可動間仕切りとしてください。授業や活動、打合せや面談等を実施するにあたり、各小教室でも複数教室一体で利用できるような仕様・寸法としてください。
25	要求水準書	添付資料10	諸室 諸元 リスト			仮設校舎の小教室(特別支援教室)の可動間仕切りの取付位置と仕様寸法をお教えてください。	仮設校舎では可動間仕切りは不要です。新校舎では小教室間の壁を可動間仕切りとしてください。授業や活動、打合せや面談等を実施するにあたり、各小教室でも複数教室一体で利用できるような仕様・寸法としてください。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	細目	質問	回答
26	要求水準書	添付資料10	諸室			仮設校舎の各室のカーテンBOXの仕様寸法をお教えてください(仮設校舎については無しでよろしいでしょうか)	仮設校舎はカーテンボックス無しで差し支えありません。新校舎については、仕様は一般的なものとし、寸法は窓がきちんとカーテンで隠れる幅を確保して下さい。
27	要求水準書	添付資料10	諸室			仮設校舎のランドセルロッカーの人数をご指示ください。40人でよろしいでしょうか。	普通教室は1学級35人、特別支援学級教室は1学級8人となります。
28	要求水準書	添付資料10	諸室			仮設校舎の備品はスチール製の既製品、且つリース品とします。よろしいでしょうか。	備品はスチール製の既製品でも差し支えありません。備品リースについては、仮設校舎では可としますが、新校舎では不可となります。
29	要求水準書	添付資料10	諸室			仮設校舎の図工室の収納棚の仕様、寸法をご指示ください。	材料、工具、児童の制作した作品等を収納します。詳細は事業者様からの提案を受けて、協議のうえ決定します。
30	要求水準書	添付資料10	諸室			仮設校舎の家庭科室の収納棚の仕様、寸法をご指示ください。	授業で使用する用具、調理器具、食器、洗剤、ミシン等を収納します。詳細は事業者様からの提案を受けて、協議のうえ決定します。
31	要求水準書	添付資料10	諸室			仮設校舎のその他各室の収納棚の仕様、寸法をご指示ください。	各室により用途が異なるため、詳細は事業者様からの提案を受けて、協議のうえ決定します。
32	要求水準書	添付資料10	諸室			仮設校舎の職員室のお便りBOXの仕様、寸法をご指示ください。	各クラス毎に配布する資料や物品を入れる箱になります。学級数(22)の数程度に仕切れるものとしてください。詳細は事業者様からの提案を受けて、協議のうえ決定します。
33	要求水準書	添付資料10	諸室			仮設校舎の下駄箱について、生徒数、教師数、その他含め必要数をお教えてください。	要求水準書8ページ5.(3)施設利用者の想定数及び要求水準書添付資料10欄外の注釈を参考としてください。ただし、この内の第二小学校児童数の想定は500人ではなく、仮設校舎においては635人としてください。
34	要求水準書	添付資料10	諸室			仮設校舎の傘立てについて、生徒数、教師数、その他含め必要数をお教えてください。	要求水準書8ページ5.(3)施設利用者の想定数及び要求水準書添付資料10欄外の注釈を参考としてください。ただし、この内の第二小学校児童数の想定は500人ではなく、仮設校舎においては635人としてください。
35	要求水準書	添付資料10	諸室			仮設校舎の卒業製作設置について、仕様、寸法をご指示ください。	仮設校舎には卒業制作物は設置しません。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	細目	質問	回答
36	要求水準書	添付資料10	諸室諸リスト			仮設校舎の造作展示棚について、仕様、寸法をご指示ください。	仮設校舎には寄贈品やトロフィー等は移設しないため、これらを展示するための造作棚は設置不要です。
37	要求水準書	添付資料10	諸室諸リスト			仮設校舎の置き対応収納棚について、仕様、寸法をご指示ください。	一般的なランドセルが入るロッカー(棚)と同程度のものでありますが、詳細は市と協議のうえ決定します。
38	様式集	5-2-7				『「立川市立第二小学校等複合施設整備事業」公募型プロポーザル実施要領等に関する質問及び回答(令和6年4月30日公表)』のNo.44の回答で、設備概要は所定の様式に記載するように回答いただきましたが、様式集のフォーマットでは構造・規模・面積等を記載するようになっております。一方で電気設備工事及び機械設備工事の概要を提案する様式がございませんので、様式5-2-7はA3で1枚の要求でございますが、電気設備工事、機械設備工事の概要で2枚を足して、A3で3枚の提案とさせていただいてもよろしいでしょうか。	様式5-2-7に追加しても構いませんが、提案上2枚以上となる場合は、枚数の増は必要最小限としてください。
39	様式集	5-2-8			配置図 日影図	記載事項の中に「既存校舎と比較した場合の近隣に対する日影」とありますので、日影図は新築校舎だけでなく既存校舎の日影図も作成する必要がありますでしょうか。その場合、様式5-2-8は1枚と書かれていますが、①配置図、②新旧時刻日影図の比較図、③新旧等時間日影図の比較で計3枚と考えると宜しいでしょうか	1枚に配置図 兼 新旧日影図として表現しても構いません。レイアウトの都合で複数枚となる場合は、枚数の増は必要最小限としてください。
40	様式集	5-2-9			平面図 ゾーニング図	枚数が数枚程度とありますが、平面図とゾーニング図(色分け)は1つの図面で表現し、屋上を含む各階で計5枚としてよろしいでしょうか。	1枚に平面図 兼 ゾーニング図として表現しても構いません。レイアウトの都合で複数枚必要ということであれば、枚数の増は必要最小限としてください。
41	様式集	5-2-10			立面図 断面図	様式5-2-10は1枚とありますが、立面図1枚、断面図1枚で計2枚として宜しいでしょうか。	1枚に立面図 と 断面図を表現しても構いません。レイアウトの都合で複数枚となる場合は、枚数の増は必要最小限としてください。
42	提出書類の作成要領	7	2	(2)	8)	「CD-R/DVD-Rの提出に当たっては、WordまたはExcelに加え、当該データのPDFも保存すること」とありますが、図面についてはCADデータで作成するため、WordやExcelが無い場合PDFのみの提出と考えるとよろしいでしょうか。	Word、Excel以外のファイルデータについてはPDFファイルのみ提出してください。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	細目	質問	回答
43	施設整備請負契約書(案)	18	33条	1		第33条では、契約締結日から12ヶ月経過した際に、国内の物価水準により契約金額が不適当となったと認めるときは、契約金額の変更を請求できるとございますが、施設整備請負契約の締結は令和7年1月となっており、提案書提出から契約日までに半年経過することになりますので、この間で既に相当の物価上昇の可能性がります。 本来、物価上昇の基準日は上限価格を設定した時点であるべきと考えますが、少なくとも提案書提出日にしていただかないと、実質の事業者負担が過大になる可能性があります。基準日の変更をご検討いただけないでしょうか。	賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更については、施設整備請負契約書(案)第33条のとおりです。 提案書提出日以降、施設整備請負契約締結日までの期間において、大幅な賃金又は物価の変動が客観的事実をもって認められる場合には、市と事業者で協議を行います。
44	施設整備請負契約書(案)	18	33条	5		前回質疑No.18の回答で「施設整備請負契約書」に基づき協議することとします」とご回答いただいておりますが、2025年4月出荷分のビル用マルチエアコンについて、フロン排出抑制法に基づく指定製品化により、各社対応製品を開発中であり、大幅な値上げが想定されているものの、現段階では製品は完成しておらず、価格も決まっておりません。そのような状況の中、本件見積もりでは現行商品の価格を根拠とする以外正当な金額根拠がございません。 施工時に規制強化された商品との差額は施設整備請負契約書(案)33条5項に該当するとみなして契約金額の変動の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	フロン排出抑制法に基づく指定製品化の対象となるビル用マルチエアコン(新設)については、現時点で価格を決定しているメーカーがあると把握しておりますが、提案書提出日以降、大幅な価格の変動が客観的事実をもって認められる場合には、市と事業者で協議を行います。
45	施設整備請負契約書(案)	18	33条	5		上記No.44の質疑が認められない場合、実施方針添付資料リスク分担(案)の法制度の新設・変更に該当するとみなして市の負担と考えてよろしいでしょうか。	No43.44の回答のとおりです。